

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社B（以下「会社」という。）に雇用され、会社各支店等において主として融資業務に従事し、会社C支店在籍中の○年○月○日から窓口業務を統括する営業役席の業務（以下「営業業務」という。）に従事した。
- 2 請求人は、○年○月○日、D病院に受診し「うつ病」と診断され、○年○月○日、E医療機関に転医し「適応障害」と診断された。請求人によると、前記1のとおり、融資業務を行う融資係から営業業務に配置転換となったが（以下「配転」という。）、窓口業務の経験がなかったことから、配転が過大な負担となり、常に緊張状態に置かれた上、会社C支店のF支店長、G元次長及びH元次長ら上司から執拗な嫌がらせを受けて、心身の不調が出現したという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がなかったことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、本件処分の取消しを求めて本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 判断要件

(略)

2 当審査会の事実認定

(1) 請求人の業務内容等について

請求人は、○年○月○日、会社に雇用され、会社各支店等において主として融資業務に従事していたが、○年○月○日から、会社C支店において、営業業務に従事した。営業業務の具体的な内容は、預金、振込、手形交換、庶務等であり、テラー（出納係）等の多数の部下を指揮して、窓口でテラーが顧客から受けた仕事の検印、窓口での顧客からのクレームへの対応などを行うものであった。

(2) 請求人の営業業務の困難度及び顧客との関係について

ア 融資業務や渉外業務と営業業務との違いについて、会社I元C支店次長は、○年○月○日の聴取書において、要旨、「融資業務や渉外業務は、ある程度の知識と経験がないとできないが、営業業務は、特に経験がなくても誰でもできる仕事だと認識している。営業業務は、ノルマもなく、時間外労働も融資業務に比べれば少ないし、その日の勘定が合えばいいので、請求人は、配転によって、肉体的にも精神的にも楽になったと思う。」と述べている。

イ 配転当初の請求人の状況について

G元次長は、会社との面接記録において、要旨、「配転当初は慣れない業務で大変であったかもしれないが、請求人の業務内容が特に大変であったとは思わない。」と述べ、会社同僚Jも同旨を述べている。

ウ 営業業務の繁忙度について

G元次長は、会社との面接記録において、要旨、「忙しい店ではあったが、業務量が特に多いという認識はなかった。」と述べ、従業員Jも同旨を述べている。

エ 営業部門の体制について

G元次長は、〇年〇月〇日の聴取書において、要旨、「C支店の窓口担当者は、パート従業員も含めレベルが高かったので、円滑に機能していたと思う。」と述べ、会社との面接記録においても同旨を述べている。また、H元次長及び従業員Jも同旨を述べている。

オ 請求人の営業業務におけるトラブルについて

従業員Jは、〇年〇月〇日の聴取書において、要旨、「請求人が営業役席に就いてから、それまでと変わったような出来事はなかったと思うし、前任者と比べて仕事が忙しくなったとか、トラブルが生じたといったこともなかったと思う。請求人の役職である営業役席は、窓口の後方で業務を行っており、窓口の従業員が顧客ともめたときなどに窓口に出ていたと思う。」と述べている。

(3) 請求人の営業業務での上司との関係について

ア F元支店長による請求人に対する窓口の混雑時における指導について

F元支店長は、〇年〇月〇日の聴取書において、要旨、「私は、請求人に対し、窓口が混み合っているときは、『窓口が混んでいるようだから、後方から支援をさせて、客待ちを減らすように』との一般的な指示は出していたが、特に人格を否定するような発言をしたり、激しい口調で叱責するようなことはしていない。」と述べ、従業員Jも同旨を述べている。

また、F元支店長による請求人に対する指導について、F元支店長は、上記聴取書において、要旨、「私は、請求人に対しても他の従業員に対しても長時間叱責することはなく、従業員に対して、ハラスメントに当たるような対応をしたことはないと思う。」と述べ、会社との面接記録においても同旨を述べている。また、I元次長、H元次長、G元次長、会社同僚K及び従業員Jも同旨を述べている。

F元支店長の終礼時の発言について、F元支店長は、会社との面接記録において、要旨、「終礼時に規定集を利用して何か発言した覚えはない。日頃から皆への指導で、規定集をよく読むように、とは言っていた気がする。」

と述べ、従業員Kもおおむね同旨を述べている。

イ G元次長及びH元次長による請求人に対する指導について

G元次長は、○年○月○日の聴取書及び会社との面接記録において、要旨、「私は、高圧的に何かを言うタイプではない。懇親会の会費を支払わなかった記憶はない。請求されなかったために支払わなかったという可能性は否定できないが、こういったことを言われるのは不本意である。」と述べ、請求人に対しパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を行ったことを否定している。

F元支店長は、会社との面接記録において、要旨、「G元次長の言動はたまに強いと感じることはあったが、ハラスメントではない。H元次長も温厚であり、ハラスメントは一切感じない。」と述べ、I元次長、G元次長、H元次長、従業員K及び従業員Jも同旨を述べている。

ウ F元支店長とG元次長との関係について

I元次長及びK従業員は、いずれも、要旨、「F元支店長とG元次長の仲が悪かったことはない。」と述べている。

エ 精神疾患で休業していることを、H元次長がずる休みと言ったかどうかについて、H元次長は、同発言を否定し、従業員Jも同旨を述べている。

(4) 請求人の営業業務における労働時間について

ア 会社の所定労働時間は、始業時刻は午前8時45分であり、終業時刻は、原則として午後5時であるが、週初の営業日、月初の営業日、毎月25日及び毎月月末の3営業日については午後5時45分であった。

イ 請求人の時間外労働について、請求人は、○年○月○日の聴取書において、要旨、「C支店を出る時間は、午後8時くらい、遅いときには午後9時くらいになっていた。時間外労働は、午後9時までしかできない決まりになっていた。時間外労働については、賃金を全額もらっているので、時間外労働の賃金の支給額から時間外労働を逆算できると思う。」と述べ、G元次長は、○年○月○日の聴取書において、要旨、「請求人は、営業業務において、それほど遅くなく帰っていたと思う。」と述べ、F元支店長及びI元次長も同旨を述べている。また、F元支店長は、同年○月○日の聴取書において、要旨、「請求人に用事があるときに無理に時間外労働をさせることはなかったし、ましてや、仕事もないのに時間外労働をさせることはなかった。」と述

べ、また、G元次長は、同年〇月〇日の聴取書において、要旨、「私は、時間外労働を強いるタイプではないので、日中にしっかり仕事をして、時間外労働せずに帰るよう指導していたと思う。時間外労働の賃金についても、やったものは全て申告して、きちっと時間外労働の割増賃金を払うというのを会社も徹底しており、私も指導していた。」と述べ、H元次長は、会社との面接記録において、要旨、「請求人には早く帰るように指示していたと思う。」と述べている。もっとも、F元支店長は、上記聴取書において、要旨、「私は、請求人に対し、請求人が業務多忙にみえるときは、時間外労働をしてもいいから仕事を処理した方がいいというようなことを言ったことはあった。」と述べている。

ウ 昼休みの休憩について、請求人は、〇年〇月〇日の聴取書において、要旨、「昼休憩は、就業規則で1時間と決まっているのに、実際には休憩を取ることではできなかった。」と述べている。従業員Jは、〇年〇月〇日の聴取書において、要旨、「休憩が全く取れないことはなかったと思う。」と述べ、G元次長、I元次長及びH元次長も同旨を述べている。もっとも、F元支店長、G元次長及びJ従業員は、要旨、「昼食の時間が短くなることはあった。」と述べ、G元次長、K従業員及びJ従業員は、要旨、「昼休みは交代で取っていたので、時間がずれることはあったと思う。」と述べている。

エ 監督署長が作成した労働時間集計表よれば、請求人の時間外労働時間数は、次のとおりである。

発病前1か月目	1 1時間20分
発病前2か月目	2 8時間55分
発病前3か月目	4 5時間40分
発病前4か月目	4 3時間20分
発病前5か月目	1 9時間15分
発病前6か月目	4 5時間10分

なお、同集計表は、勤休リストに基づき、①勤休リストに、所定の始業時刻の前から行われた時間外労働がある旨の記載がある場合についてはその開始時刻を始業時刻とし、所定の終業時刻を超えて行われた時間外労働がある旨の記載がある場合についてはその終了時刻を終業時刻とし、②勤休リストに時間外労働の記載がない場合については、前記アの所定の始業時刻及び終

業時刻をそれぞれ請求人の始業時刻ないし終業時刻とし、③休憩時間は、請求人の申述に基づき、取得できなかったものとして、労働時間を集計している。

(5) 請求人の他の従業員の長時間労働を隠蔽するための違法行為への加担について

F元支店長及びH元次長は、会社との面接記録において、要旨、「融資係従業員Lの時間外労働時間数が年360時間を超えないよう、請求人に鍵当番を依頼した記憶はない。」と述べている。

(6) 医学的見解について

ア M医療機関N医師は、E医療機関P医師に宛てた〇年〇月〇日付け診療情報提供書において、要旨、次のとおり記載している。

(ア) 請求人には、〇年〇月頃から、めまいや頭痛等の身体症状の訴えがあり、P医療機関を受診したが、その後、心療内科を受診したいとの希望もあり、紹介を受けた。

(イ) 当初は抑うつ的な面は目立たず、めまい等の症状が主だったため、神経症圏も考えたが、うつ的な面が認められるようになったことと抗不安薬や抗潰瘍・精神情動安定剤少量での対応では状態改善が得られにくかったことから、同年〇月からはうつ背景も考え、抗うつ薬の追加・調整を始めた。

イ N医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、次のとおり記載している。

(ア) 初診日及び受診したきっかけ

〇年〇月頃から、めまいや頭痛等の身体症状があり、Pに受診。その後、心療内科を受診したいとの希望により、同年〇月〇日に初診。

(イ) 初診時における状況及び主訴

表情、表出は抑うつ的な様子は目立たず。初診時より、〇年半前に配置換えがあり、プレッシャーに感じているとの話はあった。めまい、頭痛、首や肩辺りの張り感の訴えあり。心理的ストレスが原因の症状を考慮。

(ウ) 疾病名及びその診断根拠

当初は神経症圏を考慮。その後、抑うつ的な面が認められ、うつ病を考慮。薬物調整を行うが、症状軽減が得られにくく、情動面の不安定さが認

められることもあり、双極性障害背景を考慮したこともあった。その後の経過、本人の話などから、諸々の環境要因や心理背景に基づく不適応状態による抑うつ状態と判断、うつ病と診断している。

(エ) 発病時期及び治療時期

発病は、〇年〇月頃と推定。同年〇月〇日にQ医療機関初診。同年〇月〇日に当院当科初診し、以後当科外来での治療となる。〇年〇月〇日にE医療機関に転医。

(オ) 発病原因及びその診断根拠

初診からしばらく発病原因は不詳であったが、〇年〇月に面談の中で職場での出来事等の話があり、当時の支店長から無理な融資を頼まれ、結果融資先が破産、責任を請求人が負うことになった、パワハラがあった等の内容。上記のような請求人の経験についての認識と、自身の言動が他者にとどのような心理変化を生じさせ得るのか省みるのが苦手な面と、他罰的、猜疑的になりやすい思考パターンが認められる心理背景により、不適応様態、抑うつ状態になりやすくなっていると考えられた。

(カ) 投薬状況等の治療内容・現在の症状

心身安定剤や抗潰瘍・精神情動安定剤等処方したが症状の軽減が得られにくく、意欲低下、易疲労等抑うつ症状が認められているため、抗うつ薬の調整を行った。選択的セロトニン再取り込み阻害剤、セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害剤、うつ病・うつ状態治療剤を使用したが無効果が得られず。苛々感など情動面での不安定さもあったため、向精神作用性てんかん治療剤、躁状態治療剤など気分調整薬を調整も行った。症状軽減が得られにくく、〇年〇月頃から易怒的な言動も目立つようになったため、抗うつ薬など漸減調整し、選択的セロトニン再取り込み阻害剤と持続性心身安定剤、精神神経安定剤を主剤とした処方に変更している。

〇年〇月〇日当科受診後、同年〇月〇日からはE医療機関へ転医。〇月〇日当時は情動面は比較的安定していた。

(キ) 治療経過

抑うつ気分、意識低下、易疲労等、うつ症状が遷延していた。一時期症状軽減得られ、復職できていた時期はあったが、症状再燃し、断続的な勤務となる（〇年末頃～〇年頃まで）。それ以降は休職が続いていた。意識

低下や易疲労、情動面での不安定さが強まることもあり、薬剤調整や助言等を行っていた。

(ク) 精神療法の内容、性格テスト、血液検査等各種検査結果等

請求人の認知傾向の振り返りを行い、情動面での安定化が得られるよう助言などを行っていた。社会的要因についての「憤り」を傾聴しつつも、前進できるよう助言を行ったりした。

(ケ) 精神障害の既往症

既往はなし。

(コ) 他の医療機関・診療科の有無 有りの場合は治療（投薬等を含む）内容

〇年〇月に情動不安定さが目立つようになり、行動化してしまったことがあり、R医療機関を受診。措置診察行ったが、措置不要とのことで帰宅したことがあった。

(サ) その他参考となる事項

他罰的、猜疑的な認知傾向は、時に過度な行動に至ることがあり、助言や進言するような対応があった方がよいと考えられる。他罰的、猜疑的な認知が目立たない間の対応は、了解範囲内のもので、情動的にも落ち着きを得られやすいと考えられる。

ウ ○医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、次のとおり記載している。

(ア) 初診日及び受診のきっかけ

〇年〇月〇日。N医師より紹介。

(イ) 初診時における状況及び主訴

〇〇同伴、独歩にて来院。軽度の抑うつ症状、不安症状を認めたが、主訴としては「復職がうまくいかない。」とのことだった。

(ウ) 疾患名及びその診断根拠

適応障害。前医師の経過も参照すれば、職場での出来事や家人との関連性などによる不適応状態・心理的变化と考えることが妥当と思われた。

(エ) 発病時期及び治療時期

〇年〇月に配置転換があり、その後の〇年〇月より徐々にめまいや頭痛などの身体症状が出現した。同年〇月〇日にD医療機関を初診し、その後は同科に定期通院している。

(オ) 発病原因及びその診断根拠

発病の経過や請求人の陳述などから、直接的な原因としては、配置転換に伴う業務負担の増大などが影響していると考えられる。

(カ) 投薬状況などの治療内容、現在の状況

選択的セロトニン再取り込み阻害剤 50mg/日 持続性心身安定剤
2mg/日

現在は軽度の抑うつ症状及び不安症状がみられる。

(キ) 治療経過

当院には〇年〇月〇日より通院しているが、それほど大きな変化はないように思われる。初診時より「早く復職したい」と話され、やや復職に対する焦りを感じさせた。

(ク) 精神療法の内容、性格テスト、血液検査など

支持的精神療法など。

(ケ) 精神障害の既往歴

〇年〇月〇日のD医療機関受診以前には精神科通院はしていない。

(コ) 他の医療機関・診療科の有無。有りの場合は治療内容

D医療機関。〇年〇月〇日から〇年〇月

エ 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）

は、〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、次のとおり記載している。

(ア) N医師の意見書では、上記イ（ア）から（エ）までのとおりの記載がある。

(イ) 以上を総合して判断すると、請求人は、ICD-10の診断ガイドラインに照らして分類すれば、〇年〇月中旬頃「軽度うつ病エピソード」（F32.0）を発病したものと判断するのが妥当である。なお、専門部会として、医証を始め本件資料を精査すると、現在は、請求人は、ICD-10の診断ガイドラインに照らして分類すれば、「双極性感情障害(F31)」に罹患している可能性があることを指摘しておく。

3 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病時期と病名について、専門部会は、〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、〇年〇月中旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32.0 軽度うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）

を発病した、との意見を述べている。専門部会は、N医師が請求人の症状や請求人に対する治療の内容を詳細かつ具体的に記載した〇年〇月〇日付け意見書等の内容を十分検討して、上記の意見を述べていることから、当審査会は、専門部会の意見は妥当であると認め、請求人が〇年〇月中旬頃に本件疾病を発病したと判断する。

なお、請求人は、前記のとおり、「監督署長の調査は、主治医の意見を尊重せず、請求人を診察したこともない地方労災医員の協議により作成された専門部会の意見書を根拠に請求人の精神障害の発病時期及び病名を判断しており、信ぴょう性に大いに疑義がある。そもそも、専門部会の意見書は、その作成経緯からして、無効であろう。」と主張するが、当審査会としては、前記の判断を左右するに足るものは見いだせず、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①顧客からのクレーム、②上司とのトラブル、③違法行為の強要、を主張するので、以下検討する。

(3) 前記(2)①について、請求人は、前記第3の1(2)(略)のとおり主張する。この点、前記第6の2(2)オの従業員Jの申述によれば、請求人は、業務として、窓口の従業員が顧客ともめたとき窓口に出て対応していることが認められるので、この出来事は、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の具体的出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当たるとみて評価する。同エのG元次長の申述によれば、窓口の担当者はレベルが高く円滑に機能しており、営業役席が請求人に交代した後においても以前と変わったようなトラブルは生じていないため、クレーム対応の困難度が高いとは認められない。なお、請求人も、クレーム対応の頻度は、平均1日1件程度であると申述しており、多かつたとはいえ、取引先からクレームを受け取引関係に大きな影響を受けたという事情も認められないことから、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(4) 前記(2)②について、請求人は、前記第3の1(3)(略)のとおり主張する。

この点、前記第6の2(3)ア及び(4)イのF元支店長の申述によれば、同元支店長が、請求人が顧客を待たせていることについて指導したことや、日

頃から従業員に対する指導として、規定集をよく読むようにと言っていたこと、請求人が業務多忙であるときに、請求人に対して時間外労働をしてもいいから仕事を処理した方がいいと発言したことは認められるものの、請求人が、前記第3の1(3)(略)において主張するその余の出来事については、F元支店長、G元次長、H元次長、従業員K及び従業員Jは否定しており、請求人が主張することが事実であることを裏付けるに足りる客観的かつ的確な資料はない。

一方、I元支店長とのトラブルについて、請求人自身も、I元支店長から請求人の人格を否定するような言い方はされなかったと述べており、その他の上司とのトラブルについても、請求人が主張する出来事は、上司がいじめ、嫌がらせを意図したものとはいえず、上司との円滑なコミュニケーションを欠いた結果によるものと推認され、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たるとみて評価するのが相当である。そして、前記認定事実によれば、請求人は、上司から業務指導の範囲内である指導を受けたにすぎず、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

- (5) 前記(2)③について、請求人は、前記第3の1(4)(略)のとおり主張する。しかしながら、前記第6の2(5)にみたとおりに、I元支店長及びH元次長はこの主張を否定しており、このほか会社関係者からの聴取書等の審査資料を精査しても、請求人の主張事実を裏付けるものはなく、当審査会としては、請求人が、会社から違法行為を強要されたと認めることはできない。
- (6) 労働時間についてみると、監督署長の作成した労働時間集計表は、請求人の申立書、労働協約及び時間外協定書、勤休リスト、請求人の申述等を基礎に時間外労働時間を算定したものであり、請求人の時間外労働時間についての申述とも矛盾はなく、妥当であるところ、同集計表によれば、月100時間を超えるような恒常的な時間外労働は認められない。
- (7) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が2つであり、心理的負荷の全体評価は「弱」であって、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。
- (8) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。
- (9) なお、請求人は、前記第3の1(6)(略)のとおり、監督署長の対応等は

到底承服できかねるので、これまで、行政文書開示請求、関係諸機関への通報等の措置を講じてきている旨述べるが、同措置については、当審査会の審査の対象の限りではない。

4 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。